

契 約 書 (案)

売渡人安城市（以下「発注者」という。）と買受人（以下「受注者」という。）とは、次の条項により物品の売買契約を締結する。

（総則）

第1条 発注者は、受注者に対し、次に掲げる内容により物品を売渡し、受注者はこれを買
い受けるものとする。

（1）売渡物品名及び売買価格

品 名	単 位	単 価
iPad 用 Lightning キー ボード	個	円

（上記金額に取引に係る消費税及び地方消費税を上乗せする。）

（2）物 品 取 引 日 発注者の指定する日

（3）業務履行場所 安城市教育センター（安城市横山町下毛賀知13番地1）

（4）契 約 期 間 契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

（5）契 約 保 証 金 安城市契約規則第32条の規定により免除

（6）業 務 内 容 別紙仕様書のとおり

（権利義務の譲渡等）

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させ
てはならない。ただし、発注者の書面により承諾を得た場合は、この限りでない。

（履行の延期）

第3条 受注者は、天災その他やむを得ない事由によって、発注者の指定した日に売買物品
を引き取ることができないときは、その理由を付して遅滞なく延期する旨を発注者に申し
出なければならない。

（売渡金額の支払）

第4条 受注者は、発注者の発する納入通知書により、支払わなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第5条 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその
履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約の全部又は一部を解除することがで
きるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとす
る。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通
念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（1）正当な理由によらないで、引取日に売買物品を引き取らないとき。

（2）第2条に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

（3）前各号に掲げる場合のほか、契約事項に違反したとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1
に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 受注者は、第1項第1号から第3号までの各号に該当する理由により、この契約を解除
された場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければなら
ない。

（発注者の催告によらない解除権）

第6条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じて、発注者はその責めを負わないものとする。

- (1) 売買物品の引取りを放棄し、又は正当な理由によらないでこれを中止したとき。
- (2) この契約の締結に必要な資格がないことが判明したとき。
- (3) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、売買物品の引取りに伴う立会いに際し、発注者の指定する職員の指示又は職務の執行を妨げ、若しくは偽りその他の不正の行為をしたとき。
- (4) 破産の宣告を受け、又はその資産、信用状態が著しく低下したとき。
- (5) 前号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、前条第2項及び第3項を準用する。
(受注者の催告による解除権)

第7条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(解除の通知)

第8条 発注者は、第5条から第7条までの規定により契約を解除するときは、速やかにその旨を受注者に通知しなければならない。

(発注者の損害賠償請求等)

第9条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 第5条から第6条までの規定により、この契約が解除されたとき。
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号に掲げるものがこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項の規定は適用しない。

4 第1項、第2項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金又は違約金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様と

する。

(暴力団等排除に係る解除)

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じて、発注者はその責めを負わないものとする。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 暴対法第32条第1項各号に掲げる者であると認められるとき。

2 受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 発注者は、前2項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。

4 前項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても同様とする。

(妨害又は不当要求に対する届出義務)

第11条 受注者は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。以下同じ。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。以下同じ。）を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、警察へ被害届を提出しなければならない。

2 受注者が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、安城市の調達契約からの排除措置を講じることがある。

(契約の変更)

第12条 発注者は、必要があるときは受注者と協議のうえ、契約内容を変更することができる。

(補足)

第13条 この契約及び仕様書に定めのない事項については、安城市契約規則（昭和41年安城市規則第10号）によるほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者、受注者それぞれ1通を保管する。

令和4年 月 日

売渡人（発注者） 安城市桜町18番23号
安城市
安城市長 神 谷 学

買受人（受注者）